

議案第 号

東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 月 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東久留米市国民健康保険条例（平成 2 0 年東久留米市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 万 8 , 0 0 0 円」を「4 8 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 6 条第 1 項に規定する出産育児一時金の額については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金から適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）等の改正に伴い、出産育児一時金の額の規定を整備する必要がある。

東久留米市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第5条まで (現行のとおり) (出産育児一時金)</p>	<p>第1条から第5条まで (略) (出産育児一時金)</p>
<p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、東久留米市長(以下「市長」という。)が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>	<p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、東久留米市長(以下「市長」という。)が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>
<p>2 (現行のとおり)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第7条から第15条まで (現行のとおり)</p>	<p>第7条から第15条まで (略)</p>